

登別市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業における実費徴収に係る補足給付事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第59条第3号に規定する実費徴収に係る補足給付を行う事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(事業の内容)

第3条 この事業は、支給認定保護者のうち、低所得で生計が困難である者の子どもが、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育又は特例保育（以下「特定教育・保育等」という。）の提供を受けた場合において、当該支給認定保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用又は行事等への参加に要する費用等（以下「実費徴収額」という。）の一部を給付するものとする。

(対象者)

第4条 給付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、特定教育・保育等の提供を受けている子どもの支給認定保護者であって、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）に属する者
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯に属する者
- (3) その他これらに準ずる者として市長が認める者

(対象経費)

第5条 給付の対象となる実費徴収額の種類及び限度額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 給食費（法第19条第1項第1号に規定する小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る副食費相当額に限る。） 児童一人当たり月額4,500円
- (2) 日用品、文房具その他の特定教育・保育等に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第13条第

4項第1号、第2号、第4号、第5号及び第43条第4項各号に規定する費用に限る。) 児童一人当たり月額2,500円

(給付費の額)

第6条 給付費の額は、前条に定める種類ごとに限度額の範囲で特定教育・保育等を提供した特定教育・保育施設又は地域型保育事業者の長(以下「施設長」という。)に対し、対象者が現に支払うべき実費徴収額に相当する額とする。

(交付申請等)

第7条 給付費の交付を希望する対象者(以下「申請者」という。)は、登別市実費徴収に係る補足給付費交付認定申請書(別記様式第1号)を施設長を経由して、市長に提出するものとする。

2 施設長は、前項の申請書を受領したときは、速やかに支給対象となる子どもに係る実費徴収額内訳書(別記様式第2号)を添付して市長に提出するものとする。

3 対象者は、施設長を代理人と定め、給付費の請求、受領、物品購入等に関する権限の委任・準委任契約を締結し、相殺予約するものとする。

(交付決定等)

第8条 市長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容等を審査し、給付費の交付の可否を決定したときは、実費徴収に係る補足給付費交付決定通知書(別記様式第3号)又は実費徴収に係る補足給付費不交付決定通知書(別記様式第4号)により施設長を経由して、申請者に通知するものとする。

(返還等)

第9条 市長は、前条の給付費の交付の決定を受けた対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、その決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

(1) 第4条に規定する対象者でなくなったとき。

(2) 虚偽その他不正な手段により給付費の支給を受けたとき。

2 市長は、申請者から委任を受けた施設長が次の各号のいずれかに該当するときは、交付した給付費の全部または一部を返還させることができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により給付費の交付を受けたとき。

(2) 給付費を他の用途に使用したとき。

(3) 給付費の決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱に基づき市長が付した条件に違反したとき。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成 29 年告示第 53 号）
この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式第1号（第7条関係）

登別市実費徴収に係る補足給付費交付認定申請書

（あて先）登別市長

次のとおり実費徴収に係る補足給付費交付の認定を申請します。

記入日	年 月 日			
利用施設名		(支給認定保護者)申請者	現住所	〒 登別市 ー 町 丁目
利用開始年月 (入園年月)	年 月		電話番号	ー ー
↓きょうだい在同一施設等を利用する場合は、まとめて記入してください。			氏名	フリガナ 印
児童に関する情報	年齢・クラス	フリガナ 児童名	認定区分 (1号・2号・3号)	生年月日
	歳児クラス		号	年 月 日
	歳児クラス		号	年 月 日
	歳児クラス		号	年 月 日
	歳児クラス		号	年 月 日
	歳児クラス		号	年 月 日
委任状及び同意書				
↓給付費を受けられる場合には、次の事項を確認の上、□にチェック☑を記入してください。				
(利用施設等における代理受領について)				
<input type="checkbox"/> 実費徴収に係る補足給付費の認定に伴い、特定教育・保育施設等の利用に係る実費徴収の補足給付費の請求、受領、物品購入等に関する権限を、利用施設等の長を代理人と定め委任します。また、補足給付費については、支払時期が到来しているか否かにかかわらず、登別市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業における実費徴収に係る補足給付費事業実施要綱（以下「要綱」という。）第6条に規定する給付費の額を、利用施設等の長が徴収する実費徴収額と対当額で充当することについて了承し、その旨を報告します。				
(個人情報について)				
<input type="checkbox"/> 認定にあたっては、審査に必要な範囲で登別市が保有する私の世帯の生活保護情報、税務情報等の公簿、または利用施設等が有する在籍期間、保護者徴収金台帳等を閲覧及び調査することに同意します。				
<input type="checkbox"/> 本申請の内容及び同意して得た情報を受給資格審査、給付費の額の算定又はその付帯業務のために登別市が利用することに同意します。				
(要綱の遵守について)				
<input type="checkbox"/> 認定にあたっては、要綱に規定する内容を遵守することに同意します。				

別記様式第2号（第7条関係）

実費徴収額内訳書

年 月 日

登別市長 様

施設・事業所

所在地

施設名

施設長名

印

当施設の実費徴収額を次のとおり報告します。

支給対象児童名			
実 費 徴 収 額			
徴収月	種類	内容（※）	徴収額
年 月	給食費	1号認定児に係る副食材料費	円
	教材・行事費等		円
年 月	給食費	1号認定児に係る副食材料費	円
	教材・行事費等		円
年 月	給食費	1号認定児に係る副食材料費	円
	教材・行事費等		円
年 月	給食費	1号認定児に係る副食材料費	円
	教材・行事費等		円
年 月	給食費	1号認定児に係る副食材料費	円
	教材・行事費等		円
年 月	給食費	1号認定児に係る副食材料費	円
	教材・行事費等		円
年 月	給食費	1号認定児に係る副食材料費	円
	教材・行事費等		円
年 月	給食費	1号認定児に係る副食材料費	円
	教材・行事費等		円
年 月	給食費	1号認定児に係る副食材料費	円
	教材・行事費等		円
年 月	給食費	1号認定児に係る副食材料費	円
	教材・行事費等		円
年 月	給食費	1号認定児に係る副食材料費	円
	教材・行事費等		円

※教材・行事費等の実費徴収の内容を記入してください。

別記様式第3号（第8条関係）

年 月 日

様

登別市長

実費徴収に係る補足給付費交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました実費徴収に係る補足給付費の交付について、次のとおり決定しましたので、通知します。

対象児童名		
利用施設名		
補足給付費の種類と 交付決定額	給食費 (副食材料費)	円 (上限額 1月当たり4,500円)
	教材・行事費等	円 (上限額 1月当たり2,500円)
備考	認定要件を満たさなくなったときや、虚偽その他不正な手段により交付を受けたときは、決定を取り消し、交付した給付費相当額の全部又は一部の返還を求めることがあります。	

別記様式第4号（第8条関係）

年 月 日

様

登別市長

実費徴収に係る補足給付費不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました実費徴収に係る補足給付費の交付について、次の理由により交付しないことを決定しましたので、通知します。

対象児童名	
利用施設名	
不交付の理由	